

平成27年3月2日

各位

会社名 株式会社テクノグローバル  
代表者氏名 代表取締役社長 柏原武利  
問合せ先 企画部マネージャー 川崎立八  
電話番号 (03) 6861-7594

新華ホールディングス・リミテッド（証券コード9399）の普通株式に対する公開買付け  
の開始に関するお知らせ

株式会社テクノグローバル（以下「本公開買付者」といいます。）は、本日平成27年3月2日（月曜日）に開催された同社取締役会において、新華ホールディングス・リミテッド（コード番号9399、東京証券取引所マザーズ市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、対象者の普通株式190,401株（発行済普通株式総数（2,274,999株）の8.37%）を所有しています。公開買付者は、対象者の現経営陣がこれまでに行ってきた経営施策を高く評価しており、今後も対象者の現経営陣による取組みを支持する意向です。公開買付者は、対象者の現経営陣との協力関係をより緊密なものとし、対象者のモバイル事業の拡大を支援することを通じて、対象者の企業価値を向上させることを目的として、平成26年9月以降、対象者の現経営陣との間で本公開買付けについて協議してきましたが、対象者の現経営陣の賛同は得られておりません。今般、対象者との協議を一旦打ち切り、本公開買付けを実施することを決定しました。ただし、公開買付者は、今後も対象者の現経営陣に対し本公開買付けの意義を十分説明することにより、対象者が本公開買付けについて賛同決議を行うよう努める意向です。

公開買付者は、安定株主として対象者の現経営陣に対して継続的な支援と助言等を行うために、本公開買付けを通じて、対象者の普通株式を買い増すことを決定したものであり、上記の本公開買付けの目的を達成するにあたっては、対象者の現経営陣の意向を

踏まえた対象者の株式取得を行うべきと考えています。この点、対象者の現経営陣からは、平成26年9月11日の公開買付者との協議において、対象者の経営の独立性・自主性を維持する観点から、公開買付者が保有する議決権の割合を公開買付者のみにより対象者の経営がコントロールされない範囲にとどめたいとの意向が示されています。そこで、公開買付者は、対象者普通株式の株券等保有割合が10%超となる者がいないことや、対象者の第10期有価証券報告書によれば対象者の普通株式の8割以上が個人投資家により保有されていること等の対象者の株式分布状況に鑑み、公開買付者が保有する議決権の割合を、対象者の総株主等の議決権の数の6分の1に達しない範囲に止めることが適切であると考え、本日現在公開買付者が対象者の普通株式190,401株（発行済普通株式総数（2,274,999株）の8.37%）を所有していることを踏まえ、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を219,082株（発行済普通株式総数に対する割合：9.63%）としております。なお、本公開買付けにより当該219,082株の買付け等を行った後に公開買付者が所有することになる対象者株式（409,483株）の発行済普通株式総数に対する割合は18.00%（対象者の総株主等の議決権の数の割合は16.38%）となります。

本公開買付けに応じて売付け等がなされる株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（219,082株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

他方、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（219,082株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

## （2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

### ①本公開買付けの実施を決定するに至った背景

#### （公開買付者の事業内容）

公開買付者は、平成7年3月に設立され（設立時の商号：株式会社テクノイマジカ）、平成17年7月に柏原武利（代表取締役社長）がその経営権を取得した後、平成21年4月に株式会社テクノグローバルに商号を変更しました。公開買付者は、現在、指紋認証技術に基づく指紋錠などの入退室システムやパソコンを指紋入力端末とする企業管理ネットワークシステムなどの指紋認証の応用分野に特化したビジネスを行っています。特に、今後、発展が期待されるスマートフォン向けアプリケーションの企画・開発を推進するため、「IT・システムコンサルティング事業」に注力しています。

近年のスマートフォンの急速な普及により、スマートフォン端末を利用した「モバイ

ルクラウドにおけるセキュリティプラットフォーム」に指紋認証事業を応用する機会が訪れています。そのため、公開買付者は、世界に先駆けたセキュリティプラットフォームの構築とグローバル展開が急務と考えており、今後の事業戦略として、中国を含めた海外の生体認証・ネットワークセキュリティ・デバイス企業を傘下に収めることにより、世界に先駆けたセキュリティプラットフォームの構築とグローバル展開を実現したいと考えています。

(対象者の事業内容等)

対象者グループは、香港を拠点として中国企業を中心に M&A や上場準備といったコンサルティングや金融サービスを提供しております。

対象者グループは、ファイナンシャル・メディア部門において、PR、コーポレート・ファイナンス・コミュニケーション、マーケット分析・リサーチ、マーケティング・イベント及びマーケティング・サービスを含む統括的なサービスを多国籍及び中国の企業に提供しています。また、中国の現地のトレンド及び国際実務を結び付けることにより、クライアントが中国本土で事業を開始・拡大していくための PR 戦略を提供しています。

また、対象者グループは、モバイル事業において、世界中で 200 以上のモバイル・オペレーターを通じて、モバイル・アプリケーション・デベロッパー、SMS ゲートウェイ、企業及び金融機関がメッセージを世界中に配信することを可能にするショート・メッセージング・サービス (SMS) を提供しています。また、ビジネス・パートナーと提携し、スマートフォン、テレコム・ソフトウェア・プラットフォーム及びモバイル広告プラットフォームのために革新的なソフトウェア製品並びにサービスを開発し、提供しています。

対象者は、資金的な柔軟性を高めるため、平成 16 年 10 月 28 日付で株式会社東京証券取引所マザーズに新規上場しました。

## ②本公開買付けの目的及び意思決定の過程

### (i) 株式取得の経緯

現在、モバイルクラウドビジネスに不可欠なモバイル決済の需要は日々拡大しており、英調査会社ガートナーによれば、世界市場規模は平成 27 年には 67 兆円に達すると予想されています。公開買付者は、中国におけるモバイルクラウドビジネスを営む中小企業に対して、対象者が有するファイナンス・コンサルティングのノウハウを活用してファイナンス支援を行うとともに、公開買付者がその指紋認証技術を活かして構築したモバイル決済のセキュリティプラットフォームを提供することを考えています。公開買付者は、認証・セキュリティ技術に強みを持つ事業を展開する公開買付者が、中国での事業を展開する対象者の中国におけるモバイル事業を支援することにより、対象者の企業価値向上を図ることができると判断しました。

公開買付者は、平成 24 年 9 月初旬、対象者の経営陣（当時）と面談を行い、その後

平成 25 年 7 月末には、対象者の現経営陣（取締役会議長又は最高経営責任者（CEO））である Lian Yih Hann 氏（以下「レン氏」といいます。）と面談いたしました。レン氏との面談の際には、公開買付者のプロフィール及びバックグラウンドを説明した上で、公開買付者の経験、人脈、事業のノウハウ及び有形・無形資産を有効活用することで対象者の業容拡大、収益性の向上を図り、対象者の早期の企業再生を図る意向であること、具体的には当該支援を対象者普通株式の取得を通じて実現する方針であること等を申入れました。

公開買付者は、平成 25 年 11 月中旬から立会内取引（以下「立会内取引」といいます。）により、断続的に対象者の普通株式を取得し、平成 26 年 3 月 5 日にその株券等保有割合が 5%を超えました。

公開買付者は、その後も市場内で立会時間内に行う取引及び ToSTNeT 取引により断続的に対象者の普通株式を取得し（ToSTNeT 取引による取得は、平成 26 年 3 月 10 日付で 10,000 株（1 株当たり 669 円）、同年 3 月 17 日付で 10,000 株（1 株当たり 687 円）及び同年 3 月 18 日付で 10,000 株（1 株当たり 680 円））、平成 26 年 3 月 29 日、公開買付者は上記株式取得の事実及び今後の追加取得の意向について、レン氏との面談を行いました。

公開買付者は、その後も立会内取引及び ToSTNeT 取引により断続的に対象者の普通株式を取得し（ToSTNeT 取引による取得は、平成 26 年 4 月 1 日付で 10,000 株（1 株当たり 667 円）、同年 6 月 5 日付で 10,000 株（1 株当たり 503 円）及び同年 6 月 10 日付で 10,000 株（1 株当たり 518 円）及び同年 7 月 3 日付で 10,000 株（1 株当たり 518 円））、平成 26 年 6 月 5 日には対象者の普通株式の合計保有株数が 150,401 株（当日現在の対象者の発行済株式総数（1,912,274 株）の 7.87%）、同月 10 日には対象者の普通株式合計保有数が 170,401 株（当日現在の対象者の発行済株式総数（1,912,274 株）の 8.91%）、同年 7 月 3 日には対象者の普通株式合計保有数が 190,401 株（当日現在の対象者の発行済株式総数（2,183,274 株）の 8.72%）となりました。その後、公開買付者による対象者の普通株式の取得はありません。

#### （ii）対象者の株主総会の成立についての協力

レン氏は、平成 26 年 9 月 11 日、公開買付者に対し、平成 26 年 10 月 7 日開催の対象者の定時株主総会が定足数に満たず不成立になる可能性があるため、安定株主として、同総会における全ての議案について賛成する旨の議決権代理行使指図書を対象者の現経営陣に差し入れることを要請しました。公開買付者は、対象者の現経営陣の経営方針を支持していたことから、その後のレン氏の度重なる要請に応じ、平成 26 年 9 月 19 日、上記総会における全ての議案について賛成する旨の議決権代理行使指図書を対象者に交付しました。

#### （iii）本公開買付け等についての協議

公開買付者の取締役会は、平成 26 年 9 月 1 日、対象者の株式をさらに取得すること

を決議し、それ以降、対象者の現経営陣を代表するレン氏との間で、本公開買付け及び中国における指紋認証モバイル決済事業に関する資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）の締結に向けて継続的に協議を行ってまいりました。この際、レン氏は、公開買付者が、自己の保有する対象者普通株式に関して、株主総会における議決権行使等の代理権をレン氏又はレン氏の指定する第三者に対して授与すること等に合意（以下「本議決権行使等合意」といいます。）する場合、対象者の現経営陣として、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議（以下「賛同決議」といいます。）を行う意向を示していました。しかし、レン氏は、平成 27 年 1 月 16 日、公開買付者に対し、本公開買付け及び本資本業務提携契約の交渉の打ち切りを一方的に通告するとともに、本議決権行使等合意の期間を 5 年間とし、レン氏が対象者の代表取締役を辞任した場合であっても、公開買付者はこれを解約することができないこととすることを要請しました。また、レン氏は、公開買付者が当該要請に応じて本議決権行使等合意を行った場合であっても、対象者の現経営陣としては、本公開買付けにつき賛同決議を行うことはできないことを公開買付者に申し入れました。そのため、公開買付者は、対象者との間で本資本業務提携契約を締結すること及びレン氏との間で本議決権行使等合意を行うことを一旦断念し、本公開買付けに対する対象者の現経営陣の見解にかかわらず、本公開買付けを実施することを決定しました。ただし、公開買付者は、今後も対象者の現経営陣に対し、本公開買付けの意義を十分説明することにより、対象者が本公開買付けについて賛同決議を行うよう努める意向です。

### ③本公開買付け後の経営方針等

公開買付者は、本公開買付け成立後、公開買付者によるストックホルム証券取引所（NASDAQ OMX グループ）に上場する Fingerprint Cards 社の買収及び再建、並びに公開買付者の代表取締役である柏原武利（以下「柏原氏」といいます。）による東証マザーズに上場する株式会社ディー・ディー・エスへの投資等を通じて培った経験及び人脈を有効活用して、対象者の事業経営を支援し、新たな投資による対象者の事業拡大を図ることで、対象者の企業価値の向上を図る所存です。

なお、公開買付者による上記 Fingerprint Cards 社の買収及び再建にあたっては、公開買付者は、スウェーデンのイエテボリに本社を置く携帯用 USB デバイス及びアクセスコントロール用端末等の指紋センサーメーカーである同社の議決権の過半数を取得しました。公開買付者は、平成 17 年 11 月に、議決権の過半数を取得してその経営に参画し、翌平成 18 年 12 月には、Fingerprint Cards 社の将来の増産体制の構築に伴う株主割当増資の引受けも行いました。公開買付者の経営参画の結果、Fingerprint Cards 社の売上高は、公開買付者による買収前（平成 17 年以前）の年約 40 万ドルから、平成 20 年には年約 360 万ドルにまで回復、上昇し、平成 25 年には年約 1300 万ドル、平成

26年には年約2800万ドルとなるまで成長しました。

柏原氏による上記株式会社ディー・ディー・エスへの投資にあたっては、柏原氏は、平成21年6月から同年11月にかけて同社の第三者割当増資の引受け等により指紋認証事業を営む同社の資金繰りを支援しました。また、柏原氏は、平成21年7月23日付で自ら同社の取締役役に就任して経営に参画し（平成22年4月26日付で同社の取締役役を辞任）、自らが代表取締役を務め、指紋認証事業を営む株式会社BgenuineTecとの業務提携等を行うことにより、同社の技術基盤及び営業基盤を強化しました。

公開買付者は、対象者の現経営陣を支持しており、公開買付者が対象者の現経営陣に対して今後も継続的な支援と助言等を行う意思を有しています。公開買付者は、本公開買付けにより取得した株式を含め、その保有する対象者株式の全部を、対象者の現経営陣に対して友好的かつ安定的な株主として長期保有することを前提としており、対象者の現経営陣には、これまでの経験とノウハウを活かし、引き続き対象者の経営に尽力していただきたいと考えています。公開買付者は、本公開買付けの成立後に対象者の現在の役員体制を変更することを意図しておりません。

### (3) 本公開買付けに係る重要な合意

該当事項はありません。

### (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本日現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場されていますが、本公開買付けにおいては、買付予定数に上限（219,082株）を設定していることから、上場を維持される見込みです。

### (5) 本公開買付け後の、対象者の株券等をさらに取得する予定の有無、理由及び内容

該当事項はありません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

①	名称	新華ホールディングス・リミテッド
②	所在地	ケイマン諸島、KY1-1111、グランドケイマン、私書箱2681、ハッチンスドライブ、クリケットスクウェア
③	代表者の役職・氏名	最高経営責任者 レン・イー・ハン
④	事業内容	金融サービス事業及びモバイル事業
⑤	資本金	388百万米ドル（平成26年9月30日現在）
⑥	設立年月日	平成16年1月
⑦	大株主及び持株比率	株式会社テクノグローバル 7.74%

	(平成26年6月30日現在)	SHK INV SVSC-SEGREGATED CLIENT A/C	5.27%
	(注)	アカバネ ノリヒコ	4.14%
		ミヤタ カズノリ	3.57%
		ロイヤルバンクオブカナダSB-CLIENT	2.80%
		ビクテアンドシエ828060 ジョウダイミツイス	1.99%
		ミトモギンコウ	
		HSBCシンガポール PB A/C	1.82%
		ハマノ タケユキ	1.66%
		クリタ トモヒト	1.24%
		マゼランプロモーション株式会社	1.11%
⑧	公開買付者と対象者の関係		
	資本関係	公開買付者は、本日現在、対象者の普通株式を190,401株（平成26年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数2,274,999株に対する所有割合8.37%（小数点以下第三位四捨五入）を所有しています。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。	

(注) 上記持株比率は、対象者の第11期第2四半期有価証券報告書に記載された発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。

## (2) 日程等

### ① 日程

取締役会決議	平成27年3月2日（月曜日）
公開買付開始公告日	平成27年3月3日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> ）
公開買付届出書提出日	平成27年3月3日（火曜日）

### ② 届出当初の買付け等の期間

平成27年3月3日（火曜日）から平成27年4月20日（月曜日）まで（35営業日）

### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

### (3) 買付け等の価格

普通株式1株につき金900円

### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

#### ① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社明治通り経営研究所（以下「明治通り経営研究所」といいます。）から平成27年3月2日付で株式価値算定書を取得しております。明治通り経営研究所は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、公開買付者及び対象者との間で重要な利害関係を有しておりません。なお、公開買付者は、明治通り経営研究所から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

明治通り経営研究所は、市場株価法及び類似上場会社比較法の各手法を用いて対象者株式に係る株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。なお、明治通り経営研究所は東証マザーズに上場している対象者の普通株式のみを算定対象としております。

市場株価法 619円から646円

類似上場会社比較法 275円から1,137円

#### (i) 市場株価法

平成27年2月27日を基準日として、東証マザーズにおける対象者株式の基準日終値（661円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（646円（小数点以下を四捨五入。以下終値の平均値の計算について同じ。））、過去3ヶ月間の終値の単純平均値（639円）及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値（619円）をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を619円から646円と算定しております。

#### (ii) 類似上場会社比較法

対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値を275円から1,137円までと算定しております。

なお、対象者は、将来事業計画を公表しておらず、本日時点において、株式価値算定のために参照可能な情報が、公表されている財務諸表と株価のみに限られているため、明治通り経営研究所はDCF法による算定を行っておりません。

公開買付者は、上記の明治通り経営研究所から取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、平成26年8月から平成27年2月までの対象者の普通株式の市場株価の動向、対象者が開示している財務状況・経営状況を分析したほか、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付け価格決定の際



に付与されたプレミアムの実例、本公開買付けに対する応募の見通しを総合的に考慮し、また、平成26年11月5日の対象者の現経営陣との協議において、公開買付者が本公開買付価格を900円とすることを示唆したところ、対象者の現経営陣から肯定的な反応を得たことから、本公開買付価格を900円とすることを決定いたしました。本公開買付価格である900円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成27年2月27日の東証マザーズにおける対象者の普通株式の終値661円に対して36.16%（小数点第三位を四捨五入し、以下プレミアムの計算において同様とします。）、同日までの過去1ヶ月間（平成27年1月28日から平成27年2月27日まで）の終値の単純平均値646円（小数点以下を四捨五入し、以下終値の単純平均値の計算において同様とします。）に対して39.32%、同日までの過去3ヶ月間（平成26年11月28日から平成27年2月27日まで）の終値の単純平均値639円に対して40.85%、同日までの過去6ヶ月間（平成26年8月28日から平成27年2月27日まで）の終値の単純平均値619円に対して45.40%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

## ② 算定の経緯

公開買付者は、平成24年9月初旬より、対象者の経営陣（当時）と面談を行い、その後平成25年7月末には、対象者の現経営陣（取締役会議長又は最高経営責任者（CEO））であるレン氏と面談いたしました。レン氏との面談の際には、公開買付者のプロフィール及びバックグラウンドを説明した上で、公開買付者の経験、人脈、事業のノウハウ及び有形・無形資産を有効活用することで対象者の業容拡大、収益性の向上を図り、対象者の早期の企業再生を図る意向であること、具体的には当該支援を対象者普通株式の取得を通じて実現する方針であること等を申入れました。

公開買付者は、平成25年11月中旬から立会内取引及びToSTNeT取引により対象者の普通株式を取得し、平成26年3月29日、当該株式取得の事実及び今後の追加取得の意向について、レン氏との面談を行いました。

その後、公開買付者の取締役会は、平成26年9月1日、対象者の株式をさらに取得することを決議し、それ以降、対象者との間で、本公開買付けについて継続的に協議しました。公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、明治通り経営研究所から取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、対象者の普通株式の市場株価の動向、対象者が開示している財務状況・経営状況を分析したほか、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、本公開買付けに対する応募の見通しを総合的に考慮し、また、平成26年11月5日の対象者の現経営陣との協議において、対象者の現経営陣から、公開買付者が本公開買付価格を900円とすることを示唆したところ、対象者の現経営陣から肯定的な反応を得たことから、本公開買付価格を900円とすることを決定いたしました。

## ③ 算定機関との関係

明治通り経営研究所は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、公開買付者及び対象者との間で重要な利害関係を有しておりません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
219,082(株)	—(株)	219,082(株)

(注) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(219,082株)以下の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(219,082株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	190,401個	(買付け等前における株券等所有割合7.62%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	409,483個	(買付け等後における株券等所有割合16.38%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合—%)
対象者の総株主等の議決権の数	2,499,999個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在の公開買付者の議決権の数と本公開買付けにおける買付予定数(219,082株)に係る議決権の数の合計です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象社の第11期第3四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の総株主の議決権の数です。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金

197,173,800万円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(219,082株)に、本公開買付価格(900円)を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

フィリップ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町4番2号

## ② 決済の開始日

平成27年4月27日（月曜日）

## ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金することによりお支払いします（送金手数料がかかる場合があります。）。

## ④ 株券等の返還方法

後記「（9）その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

## （9）その他買付け等の条件及び方法

### ① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限（219,082株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限（219,082株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株（追加して1株の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた端数の多い応募株主等から順

次、各応募株主等につき買付株数を1株（あん分比例の方式により計算される買付株数に1株未満の端数の部分がある場合は当該1株未満の端数）減少させるものとします。但し、切り上げられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

#### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げが行われた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付条件等により買付けを行います。

#### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の15時までに、下記に指定する者の本店に「公開買付け応募申込受付票」及び「公開買付け応募申込書」の写しを添付の上、「本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）」を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の15時までに、下記に指定する者の本店に到達することを条件とします。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付け期間末日の15時までに公開買付け代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

フィリップ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町4番2号

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。

また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類（その写しも含みます。）を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 27 年 3 月 3 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

フィリップ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成27年2月13日に、「2014年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく平成26年12月期（平成26年1月1日～平成26年12月31日）の対象者の連結損益状況等の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

①損益の状況（連結）

会計期間	平成26年12月期
売上高	3,697千米ドル (446百万円)
売上原価	2,129千米ドル (257百万円)
販売費及び一般管理費	4,713千米ドル (568百万円)
営業外収益	64千米ドル (8百万円)
営業外費用	796千米ドル (96百万円)
当期純利益	△2,936千米ドル (△354百万円)

②1株当たりの状況（連結）

会計期間	平成26年12月期
1株当たり当期純利益	△1.43米ドル (△172.39円)
1株当たり配当額	-米ドル (-円)
1株当たり純資産	1.09米ドル (131.40円)

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【将来予測】

このプレスリリースの情報には公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信

する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

以上